○財務省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、元号を改める政令の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

元号を改める政令の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令

目次

第一章　大臣官房関係（第一条・第二条）
第二章　主計局関係（第三条―第二十一条）
第三章　主税局関係（第二十二条―第三十一条）
第四章　関税局関係（第三十二条―第三十四条）
第五章　理財局関係（第三十五条―第五十五条）
第六章　国際局関係（第五十六条）
附則

第一章　大臣官房関係

（地震保険に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令の一部改正）

第二条　地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

第二章　主計局関係

（政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕払停止仕払執行及供託ニ関スル手続の一部改正）

第三条　政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕払停止仕払執行及供託ニ関スル手続（明治二十七年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第六号書式まで、第七号書式ノ甲及び第七号書式ノ乙中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

（支出官事務規程の一部改正）

第四条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第四号書式、別紙第四号の二書式及び別紙第四号の四書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改め、別紙第九号の三書式から別紙第九号の八書式まで中「平成　年　月」を「令和　年　月」に改める。

（出納官吏事務規程の一部改正）

第五条　出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「平成「何」年度」を「令和「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改め、第五号書式中「平成「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改め、第十号書式中「平成「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改め、「平成「何」年度」を「令和「何」年度」に改め、第十一号書式から第十三号書式まで、第十三号の三書式から第十四号書式まで、第十五号書式甲及び第十五号書式乙中「平成「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改める。

（国家公務員等の旅費支給規程の一部改正）

第六条　国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（保管金払込事務等取扱規程の一部改正）

第七条　保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第一号の二書式中「平成「何」年「何」月「何」日発行」を「令和「何」年「何」月「何」日発行」に、「平成「何」年「何」月「何」日払込済」を「令和「何」年「何」月「何」日払込済」に、「平成「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改め、第二号書式及び第三号書式中「平成「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改め、第四号書式中「（平成「何」年「何」月「何」日現在額）」を「（令和「何」年「何」月「何」日現在額）」に、「平成「何」年「何」月「何」日」を「令和「何」年「何」月「何」日」に改める。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第八条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第四号の二書式及び別紙第四号の二の二書式中「平成　年度」を「　　年度」に、「（元号：平成は7）」を「（元号：令和は9）」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改め、別紙第四号の四書式及び別紙第四号の四の二書式中「平成　年　月分」を「　　年　月分」に、「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に、「平成　年度」を「　年度」に改め、別紙第四号の五書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年度」を「　年度」に改め、別紙第四号の六書式中「平成　年　月分」を「　　年　月分」に、「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に、「平成　年度」を「　年度」に改め、別紙第四号の七書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年度」を「　年度」に改め、別紙第四号の十四書式中「平成　年　月分」を「　　年　月分」に、「平成　年度」を「　年度」に改め、別紙第十二号書式の備考中「平成　年　月分」を「　　年　月分」に改める。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第九条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三号の二書式中「（平成　年　月分）」を「（　　年　月分）」に改め、第二十二号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年度　国税収納金整理資金支払金」を「　年度　国税収納金整理資金支払金」に改め、同書式の付表（その一）中「平成　年度国税収納金整理資金」を「　年度国税収納金整理資金」に改め、同書式の付表（その二）中「平成　年度国税収納金整理資金」を「　年度国税収納金整理資金」に改め、第二十三号の三書式の付表中「平成　年度　国税収納金整理資金」を「　年度　国税収納金整理資金」に改め、第二十四号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年度　国税収納金整理資金支払金」を「　年度　国税収納金整理資金支払金」に改め、同書式の付表中「平成　年度　国税収納金整理資金」を「　年度　国税収納金整理資金」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改め、第二十五号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。